



## つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 234 号 2011.1.13 発行 社会政策研究所

各地で展開される「タイガーマスク運動」がついにグループホームにも届きました。【kobi】

善意の輪 県内も10件超 千葉「仮面ライダー」登場 柏 手紙添え文具

東京新聞 2011年1月13日



房総双葉学園に届いたランドセル=千葉市で

プロレス漫画「タイガーマスク」の主人公「伊達直人」などを名乗る人からの寄付は、県内で十二日午後にも相次いで判明し、計十件以上になることが県などのまとめで分かった。現金や文房具、ランドセルなどが持参か郵送で贈られた。善意の連鎖に、施設の関係者からは感謝の声が上がった。（那須政治）

「タイガーマスクの運動に感動した」。県内の児童相談所（児相）や児童養護施設などへの贈り物には手紙が同封され、全国的な寄付の動きに触発されたことや、子どもたちへの温かい気持ちがつづられている。

柏市の柏児相には二件の寄付があった。十一日夜は玄関に文房具と手紙が置かれ、十二日は図書カード二万円分が郵送された。手紙には「子どものために役立てて」とあった。男性職員（60）は「県などと相談して、子どもたちのために使いたい」と話した。

東庄町の児童養護施設「香取学園松葉寮」には十一日、千葉市美浜区の女性から電話で「必要なランドセルの数を教えて」と問い合わせがあった。女性は十二日午前、現金十五万円とランドセル六個を車で持参し、名前は明かさなかった。

千葉市役所の玄関には十二日朝、現金一万五百円とバイクのミニカー、手紙が置かれていた。手紙は「仮面ライダー」の主人公「本郷猛」を名乗る人からで、「子どもたちが日本のことを考えられる大人になることを祈っています」などと書かれていた。

君津市のグループホーム「ひろせホーム」には、一万円分の図書カードが届いた。六人の子の里親を務める広瀬タカ子さん（63）は「本当にありがたい。子どもたち向けに本を買います」と感激していた。

県児童家庭課によると、二～十八歳の子が入所する児童養護施設は県内で十七カ所。同課の担当者は「恵まれない子どもたちに関心を持ってもらえるのはありがたい」と話す一方で、「一時保護施設の児童相談所に入る子は、基本的に学校に通えないので、ランドセルの寄付は他の施設に」としている。

消費者相、県内を視察 相談業務「現場の声聞く」

読売新聞 2011年1月13日

はたさん（左）から作品の説明を聞く岡崎消費者相（近江八幡市のポータル・アートミュージアムNO-MAで）

岡崎消費者相が12日、野洲、近江八幡両市などを訪問し、



県庁で嘉田知事と対談した。野洲市役所では5年前に開設された市民生活相談室を視察して、消費者相談業務について現場の声に耳を傾け、近江八幡市永原町上の「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」では、障害者たちの作品を鑑賞した。

岡崎消費者相は野洲市役所で、山仲善彰市長に「消費者行政の最前線の声を聞きたかった」とあいさつ。山仲市長は悪質商法について「法や制度の隙間を突かれるから、国は防止の取り組みに力を入れてほしい」と要望した。

その後、市民生活相談室では仲江恵子室長や消費生活相談員らが、昨年度の多重債務に関する相談が191件あり、同室が債権者と債務者の仲立ちをして138件を解決に導いたことなどを報告した。

「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」については知人から聞き、今回の来県に合わせて訪問を決めたという。

県社会福祉事業団の北岡賢剛(けんこう)理事長が「障害者の素晴らしい作品を常設展示できる場所がほしい」との思いから7年前に開館したことや、障害者だけでは「福祉」の側面だけが強調されるため、一般の芸術家の作品と一緒に展示していることなどを説明。岡崎消費者相は「素晴らしい考え方ですね」と共感を示した。

作品については、同館のアートディレクター・はたよしこさんが解説。岡崎消費者相は個々の作品だけでなく、工夫を凝らした展示手法についても興味深そうに見入っていた。

## 子ども手当：別居中の夫婦、同居の親に支給 - - 来年度から

毎日新聞 2011年1月13日

政府は、来年度の子ども手当に関し、別居中の夫婦については子どもと同居している親に支給することを決めた。現在は支給基準が不明確なため、妻が子どもを連れて別居していても夫が受給を続けているケースが多い。来年度から支給要件に「子どもとの同居」を加え、子どもと暮らす親が確実に手当を受けられるようにする。通常国会に提出する子ども手当法案に盛り込む。

子ども手当の支給要件は 日本国内に居住 子どもを保護・監督し、生計をともにする - - の2項目のみで、細かい点は厚生労働省が各自治体に通知している。離婚協議中などで夫婦が別居している場合、養育費の支払い状況などを勘案して決めることになっており、妻が子どもの生計を維持していると認められれば市町村が強制的に夫の受給権を剥奪できる。

だが、養育費の支払い状況の確認には時間がかかるうえ、金額や支払い頻度などに基準はない。夫側が「今後、払うつもりだ」などと主張すれば、夫が子どもの生計を維持していると認めざるを得ず、夫の受給権を剥奪するのは難しいのが実情だ。このため、法案には「要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する」と明記。子どもを実際に育てている方が受給できるようにする。

親が国外で暮らす子どもの一部が手当を支給されない点も改める。現在は親が国外から子どもに生活費を仕送りしていると、養育者が国内に居住していないことになり、支給対象から外れる。来年度以降は国内に住む祖父母など親が指定した人を支給対象として認める。【山田夢留、鈴木直】

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行